主 文

原判決を破棄する。

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理 由

弁護人山下吉美三郎、同東垣内清の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主 張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

一 原判決の是認した第一審判決の認定した事実は、「被告人はA組系B組若頭 であるが、かねて親交のあるCが出入りしていた寝屋川市 a 町 b 番 c 号所在の d ビ ル内d株式会社(代表取締役E)の取引先が倒産した際、右Cの紹介で整理につい て極道が介入してきたときの折衝役として昭和五五年二月頃より同社に出入りして いたものであるが、右Cが娘の結婚費用等に窮したため、たまたま右Cが同社に土 地の登記名義を貸していたこと等を種に右Eから金員をゆすり取ろうとしているこ とを打ち明けられ、ここに被告人は、右Cと共謀のうえ右Eより金員を喝取しよう と企て、同年一〇月二六日頃、被告人は右Cに依頼され、同人及びFとともに前記 d株式会社事務所に赴き、同所において、右 E に対し、被告人より『おれがこの話 に入つてきたのになるような話をせんかい。お前はこれまでCを使うだけ使つてお いて金を払わんと言うのか。Cはわしのところにいつも来ていてお前がどういうこ とをやつているかも聞いているんや。おれの顔を立てて話をせんかい。わしに大き な声を出さすな。』等と語気鋭く申し向けて金員の交付方を要求し、右要求に応じ なければ右Eの身体及び同社の業務等に対しいかなる危害を加えるかもしれない気 勢を示して脅迫し、同人をその旨畏怖させ、よつて同人から右Cに対し、同月三一 日頃、右事務室において現金四〇〇万円、同年一一月一〇日頃、大阪府守口市 e f

)g丁目h番地所在のG信用金庫H支店においてIを介し現金三〇〇万円、同月一三日頃、右事務室において現金一〇〇万円の合計現金八〇〇万円を交付させ、もつて右金員を喝取したものである。」というものである。

二 原判決は、被害者である第一審及び原審の証人 E の証言(以下「E 証言」という。)の信用性を全面的に肯定するとともに、 E 証言並びに第一審判決認定事実に沿う F 及び共犯者 C の検察官に対する各供述調書謄本、被告人の司法警察員及び検察官に対する各供述調書を総合すれば、第一審判決の認定事実は十分にこれを認めることができると判示し、有罪の第一審判決を是認している。しかしながら、所論は、第一審判決認定事実に沿う被害を受けた旨の E 証言は虚偽であると主張するので、以下 E 証言の信用性について検討する。

三 第一審及び原審における E 証言の要旨は、「昭和五五年一〇月中旬、 C が d 株式会社社長室で私に対し、『金が要るから、一応配当もらえないか。一五〇〇万円ほど出せ。出さんかつたら i 町の兄ちやん(被告人のことを指す。)にいうて話をつけるぞ。暴力団来たらおまえとこの店もガタガタになるぞ。印鑑証明は一五〇〇万円出したら持つてくる。』と言つてきた。当時、私は、J 住宅や K 工務店に対する債権確保のため、担保権者として C の名義を借り、抵当権等の登記をしており、その登記の抹消のため C の印鑑証明が必要だつたので、そのことを口実に金を要求していると思つたが、同人に金を出す理由は全くなかつたので断つたところ、同月二〇日ごろ、 C がまた一人でやつてきて、『考えといてくれたか。利用するだけ利用して、このままやつたらただで済まさんで。円満に解決したほうがええのと違うか。あんたとこの店もガタガタになつたり、危害を加えられたりしたら困るんやで。』と言つてきた。なお、この間、 C は、被告人のもとに電話をかけ、『今来てますんや。話になりまへんわ。明日相談に行きます。』などと連絡していた。次いで、同月二六日ころ、 C、被告人及び F が d 株式会社事務所にやつてきて、被告人が『

j町の土地の配当のことでCに一五○○万円払うたつてくれ。』と切り出し、Fが 席をはずした後、更に、『Cを利用したから配当出したらないかん。それだけしと つたらええの違うか。お前の会社ガタガタになるで。おれに大きい声を出させるな。 』などと大きな声で怒鳴られた。

j 町の物件に関しては、Cになんらの権利もなく、支払わなければならない金員は全くなかつたが、その場の雰囲気から、私の体をどこかに連れ去るのではないかと恐怖し、家族のことも考えて話に乗ることにした。そこで、同月三一日に d 株式会社社長室でCに四○○万円を、一一月一○日ごろ、G信用金庫 H 支店のガレージでCの弟であるIに三○○万円を、同月一三日ころ、社長室でCに一○○万円を渡した。しかしながら、印鑑証明については、Cは第一回目に四○○万円受け取つたときには、『今日はちょつと持つて来へんかつたわ、すぐ持つて来るわ。』と言いながら、結局、一五○○万円の交付を受けない限り印鑑証明を渡さないと言い、私もそれ以上支払えないので、八○○万円渡しただけで終わつた。なお、一回目の四○○万円のときには、Cから受取証をもらつている。」というものである。

四 前記 j 町所在物件をめぐる権利関係については、記録によれば、

(1) 不動産業を営むFは、昭和五四年三月ころ、倒産したL株式会社(代表者M)がその整理のため売りに出しているMら所有の土地・建物を買い取ろうとしたが、暴力団が占拠するなどしていたためこれを思いとどまつていたところ、旧知の不動産業者であるCが転売先があるとの情報を持ち込んだこともあり、ここに両名は、転売による利ざや稼ぎを目的に、同年三月中旬、共同でMら所有名義の守口市 j 町 k 丁目所在の土地六筆合計一六八三・四四平方メートル及び建物三棟を二億一〇〇〇万円で買い受けることにし、あわせて、Mらが借地権を有していた守口市 j 町所在のNら所有土地をも買い受けることにしたこと(Mら所有土地・建物及びNら所有土地をあわせ、以下「j 町物件」という。)

- (2) しかしながら、先に転売先を見つけておいて購入資金を調達しようとした両名の計画が思うように進まなかつたため、Cの知人であるd株式会社代表取締役 Eに依頼して、右資金を工面することにし、両名は、Eから、同年四月、五月の二回にわたつて、各一億円ずつ、合計二億円を、返済期日を同年七月末日、それまでの利息を四一〇〇万円とする約定で借り受け、Fにおいて、同人が代表取締役となつているO工務店振出の右元利金に相当する約束手形三通を差し入れたこと
- (3) C及びFは、所定の売買代金支払期日までに二億一〇〇〇万円を支払つて前記Mら所有物件を買い取り、C名義に所有権移転登記を済ませるとともに、転売に努力し、同年七月に右物件の一部を代金約七五〇〇万円で売却し、右代金のうち約五二〇〇万円を前記Nら所有土地の購入残代金に充てたが、早期に大部分を転売するという思惑を果たすことができず、Eに対して二一〇〇万円の金利の支払いはしたものの、その余の元利金の返済はできなかつたこと、なお、両名は、Eからの借入金を除き、物件買受代金及び登記等の費用として少なくとも合計約五二〇〇万円を出捐していること
- (4) 右のような経過の後、C、F及びEは協議の結果、昭和五五年一月、j 町物件につき d 株式会社に所有権移転登記手続をし、d 株式会社がG信用金庫から 三億円の借入れをしたうえ、同金庫のため抵当権設定登記をし、そのころ、前記融 資の際にFが差し入れていたO工務店振出の約束手形三通は、EからFに返済され、 また、Cは、Eから、同年二月及び三月にj町物件に関し合計二〇〇〇万円を受け 取つたが、右金員は出資金返還の内金として支払われていること
- (5) Cは、昭和五五年一月以降もj町物件の販売等に奔走し、同年一〇月六日ころ、d株式会社からPらに右物件の一部が売却された際にも、Fとともに、右売却に関与していること
 - (6) 被告人は、Cの依頼により、j町物件を占拠していた暴力団を立ち退か

せたが、同物件の買受け並びにC、F及びE間の同物件をめぐる交渉等については 関係していないことが窺われる。

ところで、原判決は、 j 町物件の権利関係について、 C 及び F は、同物件の転売が思うにまかせなかつたため、 E に対する借金を土地転売の金員で返済することを断念し、やむなく売れ残つた土地を代物弁済に供したものであるから、 d 株式会社名義に移転登記された j 町物件は d 株式会社の所有に帰し、 C、 F において、それが共同資産に属するものであるとか、 転売等それを共同運営する権利を有するものであるなどと主張しうる筋合のものではなく、また、 右物件が d 株式会社に移転登記された後に、 C らがその販売に関与したことは仲介の域を出ないものである旨判断している。

しかしながら、前記(3)記載のとおり、C及びFは、j町物件の購入等に関連して少なくとも合計約五二〇〇万円を出捐しているが、原判断のように代物弁済ということであれば、物件の価額及び出資した金額との関係で相応の清算措置が講じられて然るべきであるのに、これに見合う措置がなされていない。また、前記(5)記載のとおり、Cは、移転登記後も、j町物件の買手さがしに奔走し、同物件の売却に関与しているが、この寄与分に対する報酬・仲介手数料などに関して明確な話合いないし取決めがなく、d株式会社から仲介料等の名目でCらに金員の支払いがなされた形跡も見当たらないうえ、前記(4)記載のとおり、Cは、Eから、j町物件に関連して二回にわたり各一〇〇〇万円、合計二〇〇〇万円を受け取つているものの、この金員は出資金返還の内金として支払われていることが明らかである。

してみると、 j 町物件が代物弁済により d 株式会社の所有に帰したとすることには疑問があり、かえつて、 C、 F 及び E の間には、転売利益を得るため j 町物件を共同して販売するという法律関係があり、前記(3)及び(5)記載のとおり、 C は j 町物件の買受代金等を一部負担し、 C の努力により同物件の一部が売却されて

いる事実に徴すれば、Cは、本件当時Eに対し、右事実関係に基づき金員の支払いを求め得る権利を有していたものと認める余地があるから、Cにはj町物件に関し金員の支払いを要求できるような権利をなんら有しないとするE証言の信用性にも大きな疑いがもたれるのである。

五次に、記録によれば、CがEの依頼を受け、d株式会社の債権確保のため、 J株式会社及びQ所有の土地等にC名義で所有権移転請求権仮登記等を付していた ことが明らかである。

ところで、Eは、前記のとおり、印鑑登録証明書の交付に関し、Cは一五〇〇万円持つてこないときには印鑑証明を渡さないと言い、自分もそれ以上支払えないので、八〇〇万円渡しただけで終わつた旨証言している。しかしながら、Eは、三回にわたり、合計八〇〇万円もの金員を交付し、しかも、第一回目には受取証まで徴しながら、Cらに対し、いつ、どの段階で印鑑登録証明書をもらえるのかを確認せず、安易に金員を交付しているのは不自然、不合理といわざるを得ない。また、Cは、印鑑登録証明書を準備して残金の交付を強く求めると思われるのに、E証言ではこの点に触れるところがなく、不自然であるうえ、Cの検察官に対する各供述調書によつても、同人が金員の受領や残金の交付を求めた際、印鑑登録証明書を準備したことは窺えない。以上のところからすれば、E証言のうち、被告人及びCが金員喝取につき印鑑登録証明書の交付を口実にしたとの部分についてもその信用性に疑いがあるといわざるを得ない。

以上のとおり、E証言は、被害事実の核心的な部分に不自然、不合理な点があるから、脅迫行為に関する証言の信用性についても疑いを差し挟まざるを得ない。

六 ところで、F、C及び被告人の捜査段階における各供述は、j町物件の権利 関係や脅迫行為に関してはE証言と同旨の内容のものであるが、被告人は、公判廷 において、脅迫行為を否定し、Cも、第一審公判廷において、脅迫行為を否定する とともに、同人は、E及びFの三者共同で、転売利益を得るため、j町物件を販売していた旨証言し、Fも同旨の証言をしているうえ、本件は、Eの被害供述を基礎として捜査が進められたことが記録上窺えるから、E証言の信用性に疑問が生じれば、F、C及び被告人の捜査段階における各供述の信用性も疑わしいといわなければならない。

七 以上述べたところによると、原審がその説示するような理由で、E証言並びにF、C及び被告人の捜査段階における各供述の信用性を認め、有罪の第一審判決を是認した判断はこのままでは支持しがたいものである。そうすると、原判決にはいまだ審理を尽くさず、証拠の価値判断を誤り、ひいて重大な事実を誤認した疑いがあるというべきであつて、これが判決に影響を及ぼすことは明らかであり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。

よつて、刑訴法四一一条一号、三号により原判決を破棄し、同法四一三条本文に 従い、さらに審理を尽くさせるため、本件を原審である大阪高等裁判所に差し戻す こととし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官荒川洋二 公判出席

平成元年四月二一日

最高裁判所第二小法廷

次	圭		牧	裁判長裁判官
郎	六	谷	島	裁判官
昭		島	藤	裁判官
_	保	Ш	香	裁判官
ż	タ	野	奥	裁判官